

第 30 回町田市農業委員会総会議事録

(2018 年 8 月 24 日)

- 議長 　ただ今から、第 30 回 農業委員会総会を開会いたします。
本日の署名委員は 9 番・廣瀬委員と 10 番・石阪委員を指名いたします。なお、細野（隆）委員、宮崎委員は所用のため欠席致します。
- それでは議案の審議に入ります。
日程第 1、議案第 60 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」別紙により上程いたします。
別紙につきましては、事務局課長より朗読並びに内容の説明をいたさせます。
- 事務局課長 　それでは日程第 1、議案第 60 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」でございます。
（4 件の従事者証明の申出者、申出の生産緑地、申出の理由について説明）
説明が終わりました。ご確認をいただいた担当の委員さんから順次報告をお願いします。
- 細野(修)委員 　（申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明）
石 阪 委 員 　（申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明）
細野(修)委員 　（申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明）
飯 田 委 員 　（申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明）
- 議長 　報告ありがとうございます。議案の説明、担当委員の報告は終わりました。これにより質疑に入ります。何かご質問ご意見はございませんか。大谷委員。
- 大 谷 委 員 　2 番目の件なんですけれども、故障で一部解除なんですけれども、次に相続が発生した場合の従事者証明は、どのように対応すれば良いのでしょうか。
- 事務局課長 　少なくとも今の故障理由で生産緑地を辞めるその事自体はおかしくないのですが、「今後の相続の対応も含めて考えられているのですか」「次に従事者証明はその方の死亡を理由としては出せないのです、きちんと理解した上で今回故障を理由として従事者証明を申請されるのですね」という説明をして、申請者には納得して頂いた上で従事者証明の手続きをして頂いていると考えております。
- 大 谷 委 員 　体が年寄りなのもあるのでしょうかから、10 あるうちの、6 はできないと。でも、4 はできるんだということじゃないんですか。

事務局課長 中には、理由として、もう少し頑張れるんじゃないかな、という方もいるんですが、あくまでも所有者が故障を理由として従事者証明を出すということは、次に従事者で無くなりますから、所有権を持っていても、次の従事者証明を出すためには、違う人の理由でないと従事者証明が出せないわけですね。

大谷委員 6割はできないけど、4割は今まで通り従事できる、ということではダメなのですか。

事務局課長 現状の制度上、従事者証明というのはあくまでも1人に対して1回、という使い方しかございません。

議長 暫時休憩します。

(休憩)

議長 再開します。ほかに何かご質問ご意見はございませんか。ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。

本議案のとおり証明することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって本議案のとおり証明することに決めます。

続いて日程第2、議案第61号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(利用権設定)」、別紙により上程いたします。別紙につきましては、事務局課長より朗読並びに内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (5件の利用権設定における借人、貸人、農地、貸借期間について詳細を説明)

議長 暫時、休憩いたします。

(休憩)

議長 事務局担当者より事案の詳細について説明をいたさせます。

事務局 (航空写真、農地写真を用いて詳細を説明)

議長 再開いたします。議案の説明は終わりました。農地利用推進委員会委員長廣瀬委員何かご意見あればお願い致します。

廣瀬委員 特にありませんが、7月25日午前中に農地利用推進委員会を開催致しまして、皆様に協議頂いております。以上です。

議長 それでは質疑に入ります。何か質問はありませんか。

石坂委員 4番目の●●さんですね、●●市の農業委員となっていましたけれど、地元●●市で農家で、農業委員になった方です。

事務局課長 (担い手について補足説明)

廣瀬委員 3条で過去に貸借をした農地の続きの場所になります。
議 長 ほかにご質問ご意見ございますか。ないようですので、以上で
本議案に対する質疑を終わりにします。
これにより採決に入ります。
本議案のとおり決定することに賛成の委員諸君の挙手を求めま
す。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって本議案のとおり決定することに決
します。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項につ
いて、事務局課長に一括報告いたさせます。

事務局課長 専決事項報告（農地法4条5件、5条19件、納税猶予に関する
適格者証明書0件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書5
件）

報告事項（農地法第18条第6項の規定による通知について
0件）

議 長 暫時休憩します。

(休憩)

議 長 再開いたします。何かご質問はありませんか。
何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたし
ます。